

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	子どものための教育・保育給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、子どものための教育・保育給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法、子ども・子育て支援法及び条例等に基づき、教育・保育の給付に関する支給認定、利用の決定、利用者負担額の決定及び徴収に関する事務を行う。</p> <p>1. 教育・保育の給付に係る支給認定申請書の受理、審査及び支給認定証の発行 2. 教育・保育の利用申込書の受理、審査及び決定通知書の発行 3. 利用者負担額の算定、通知書の発行、徴収及び滞納管理 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(第10条)特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるもの(子育て世帯生活支援特別給付金)(令和3年6月30日～令和4年3月31日まで) ※子どものための教育・保育給付の申請等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。 ※子どものための教育・保育給付の申請等について、郵送等での送付以外に、マイナポータルのお知らせ機能を含む。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども子育て支援システム 2. 個人住民税システム 3. 共通基盤連携サーバー 4. 住民基本台帳システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. サービス検索・電子申請機能 8. 住登外者宛名番号管理機能システム
2. 特定個人情報ファイル名	
保育情報ファイル 子ども子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第25号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表155の項 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部子育て課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6558
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	滝沢市 健康こども部子育て課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6520
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類等の保管については徹底し、不要文書の廃棄に当たっては、特定個人情報が記録された書類等が混入していないかを確認する等対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・既存リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の8、94項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の94項	事後	様式変更時に訂正したもの
令和1年6月30日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第19条第7号 ・別表第二の13、16、116項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第19条第7号 ・別表第二の116項	事後	様式変更時に訂正したもの
令和1年6月30日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	児童福祉課長 佐々木 由利子	課長	事後	様式変更により訂正したもの
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年11月30日時点	令和元年6月19日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	平成27年11月30日時点	令和元年6月19日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和1年6月30日	IV リスク対策	記載事項なし	リスク対策の実施状況を追加	事後	様式変更により追加したもの
令和2年12月21日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	滝沢市は、住民基本台帳に関する事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	滝沢市は、子どものための教育・保育給付(保育所等入所)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	再評価実施に伴い修正したものの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月21日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一の94項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の94の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条	事後	再評価実施に伴い修正したものの。
令和2年12月21日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第19条第7号 ・別表第二の116項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2	事後	再評価実施に伴い修正したものの。
令和2年12月21日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	滝沢市役所 健康福祉部児童福祉課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6519	滝沢市 健康福祉部児童福祉課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6519	事後	再評価実施に伴い修正したものの。
令和2年12月21日	IIしきい値判断項目 1..対象人数	令和1年6月19日時点	令和2年12月14日時点	事後	再評価実施により再度実施したもの。
令和2年12月21日	IIしきい値判断項目 2..取扱者数	令和1年6月19日時点	令和2年12月14日時点	事後	再評価実施により再度実施したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月6日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>児童福祉法、子ども・子育て支援法及び条例等に基づき、教育・保育の給付に関する支給認定、利用の決定、利用者負担額の決定及び徵収に関する事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 教育・保育の給付に係る支給認定申請書の受理、審査及び支給認定証の発行 教育・保育の利用申込書の受理、審査及び決定通知書の発行 利用者負担額の算定、通知書の発行、徵収及び滞納管理 	<p>児童福祉法、子ども・子育て支援法及び条例等に基づき、教育・保育の給付に関する支給認定、利用の決定、利用者負担額の決定及び徵収に関する事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 教育・保育の給付に係る支給認定申請書の受理、審査及び支給認定証の発行 教育・保育の利用申込書の受理、審査及び決定通知書の発行 利用者負担額の算定、通知書の発行、徵収及び滞納管理 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(第10条)特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるもの(子育て世帯生活支援特別給付金)(令和3年6月30日～令和4年3月31日まで) 	事後	対象事務の追加に伴い、追加したもの。
令和3年8月6日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条 	<ol style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の94の項、100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条、第73条 	事後	対象事務の追加に伴い、変更したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月6日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の116の項、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2、第59条の4 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 别表第二の116の項、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2、第59条の4	事前	対象事務の追加に伴い、変更し、及び法改正により修正したもの。
令和3年8月6日	II しきい値判断項目 1..対象人数	令和2年12月14日時点	令和3年7月31日時点	事後	対象事務の追加に伴い再度実施したもの。
令和3年8月6日	II しきい値判断項目 2..取扱者数	令和2年12月14日時点	令和3年7月31日時点	事後	対象事務の追加に伴い再度失したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月10日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童福祉法、子ども・子育て支援法及び条例等に基づき、教育・保育の給付に関する支給認定、利用の決定、利用者負担額の決定及び徴収に関する事務を行う。 1. 教育・保育の給付に係る支給認定申請書の受理、審査及び支給認定証の発行 2. 教育・保育の利用申込書の受理、審査及び決定通知書の発行 3. 利用者負担額の算定、通知書の発行、徴収及び滞納管理 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(第10条)特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるもの(子育て世帯生活支援特別給付金)(令和3年6月30日～令和4年3月31日まで)	児童福祉法、子ども・子育て支援法及び条例等に基づき、教育・保育の給付に関する支給認定、利用の決定、利用者負担額の決定及び徴収に関する事務を行う。 1. 教育・保育の給付に係る支給認定申請書の受理、審査及び支給認定証の発行 2. 教育・保育の利用申込書の受理、審査及び決定通知書の発行 3. 利用者負担額の算定、通知書の発行、徴収及び滞納管理 4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(第10条)特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるもの(子育て世帯生活支援特別給付金)(令和3年6月30日～令和4年3月31日まで) ※子どものための教育・保育給付の申請等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。 ※子どものための教育・保育給付の申請等について、郵送等での送付以外に、マイナポータルのお知らせ機能を含む。	事前	サービス検索・電子申請の開始に伴う変更
令和5年2月10日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. 個人住民税システム 3. 共通基盤連携サーバー 4. 住民基本台帳システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー	1. 子ども子育て支援システム 2. 個人住民税システム 3. 共通基盤連携サーバー 4. 住民基本台帳システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請の開始に伴う変更
令和7年3月25日	表紙 評価者名	子どものための教育・保育給付(保育所等)に関する事務 基礎項目評価書	子どものための教育・保育給付に関する事務 基礎項目評価書	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	滝沢市は、子どものための教育・保育給付(保育所等入所)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	滝沢市は、子どものための教育・保育給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	子どものための教育・保育給付(保育所等入所)に関する事務	子どものための教育・保育給付に関する事務	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 子ども子育て支援システム 2. 個人住民税システム 3. 共通基盤連携サーバー 4. 住民基本台帳システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. サービス検索・電子申請機能	1. 子ども子育て支援システム 2. 個人住民税システム 3. 共通基盤連携サーバー 4. 住民基本台帳システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. サービス検索・電子申請機能 8. 住登外者宛名番号管理機能システム	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の94の項、100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条、第73条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第25号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表127の項	事後	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の116の項、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2、第59条の4 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の116の項、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2、第59条の4	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表155の項 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。	事後	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部児童福祉課	健康こども部子育て課	事後	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	滝沢市健康福祉部児童福祉課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6519	健康こども部子育て課 岩手県滝沢市中鵜飼55番地 019-656-6520	事後	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	—	適用しない	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象者人数 いつの時点の計数か	令和3年1月31日	令和7年1月31日	事前	評価の再実施
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年1月31日	令和7年1月31日	事前	評価の再実施
令和7年3月25日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	【】接続しない(提供)	【○】接続しない(提供)	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	<p>十分である 【判断の根拠】 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従っていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正
令和7年3月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	<p>【最も優先度が高いと考えられる対策】 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 【当該対策は十分か【再掲】】 十分である 【判断の根拠】 特定個人情報を含む書類等の保管については徹底し、不要文書の廃棄に当たっては、特定個人情報が記録された書類等が混入していないかを確認する等対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・既存リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	評価の再実施及び新様式への移行に係る修正